

 **第 77 回国民体育大会冬季大会**
スケート競技会・アイスホッケー競技会

実 施 要 項



いちごいちえ 会 とちぎ 国体
夢を感動へ。感動を未来へ。

公益財団法人 日本スポーツ協会
文 部 科 学 省
栃 木 県
公益財団法人 日本スケート連盟
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟
日 光 市

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	・・・ 1
2	実施要項総則	・・・ 2
3	各競技実施要項	・・・ 17
4	式典次第	・・・ 28
5	宿泊要項	・・・ 31
6	輸送交通要項	・・・ 36
7	医療救護要項	・・・ 38
8	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	・・・ 39
9	国民体育大会会長トロフィー授与規程	・・・ 40
10	関係団体事務局一覧表	・・・ 41
	※交代（変更）届・棄権届	・・・ 42

1 競技会日程と会場一覧表

【正式競技：スケート、アイスホッケー】

会場地	式典・競技	日 程							会 場	所 在 地	
		2022年1月									
		24 (月)	25 (火)	26 (水)	27 (木)	28 (金)	29 (土)	30 (日)			
日光市	開 始 式	○							日光市今市文化会館	日光市平ヶ崎 160番地	
	表 彰 式 (スケート)					午後 ○			観 光 ホ テ ル 日 光 千 姫 物 語	日光市安川町 6-48	
	表 彰 式 (アイスホッケー)							午後 ○			
	ス ケ ー ト	スピード		○	○	○	○			日 光 市 霧 降 ス ケ ー ト セ ン タ ー	日光市所野 2854番地先
		ショート トラック	○	午前 ○						今市青少年スポーツ センター屋内スケートリンク	日光市根室 609-1
		フィギュア	○	○	○	午前 ○				栃 木 県 立 日 光 霧 降 ア イ ス ア リ ー ナ	日光市所野 2854番地先
	アイスホッケー					午後 ○	○	○	○	栃 木 県 立 日 光 霧 降 ア イ ス ア リ ー ナ	日光市所野 2854番地先
				○	○	○	○	○	日 光 市 細 尾 ト ー ン ミ ッ ク	日光市細尾町 676-12	
				○	○				今市青少年スポーツ センター屋内スケートリンク	日光市根室 609-1	

全国会議

全国代表者会議	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料を事前送付 ・質問は、メールまたは電話で受付 ・回答は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会ホームページに掲載
全国報道員会議		

2 実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

雄大な自然と歴史・文化が調和するまち、栃木県日光市で開催する第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会は、「夢を感動へ。感動を未来へ。」のローガンのもと、氷上競技の普及・発展に寄与するとともに、多くの来県者をおもてなしの心で温かくお迎えし、いちご一会とちぎ国体の幕開けとして、栃木の魅力・実力を全国に発信する大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場地

競技会名	会期	会場地
スケート競技会	2022年1月24日(月)～1月28日(金) 5日間	日光市
アイスホッケー競技会	2022年1月26日(水)～1月30日(日) 5日間	日光市

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」(TUE) の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 77 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2022年1月6日(木)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ロ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

[注] 上記(ロ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同様に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第75回又は第76回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第75回又は第76回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会の参加資格の特例措置」による。)

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技

に限り参加することができる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2021年4月30日以前から各競技会終了時（スケート競技会2022年1月28日／アイスホッケー競技会2022年1月30日）まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りでない。

[成年種別]

- a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、2003年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、2003年4月2日から2006年4月1日に生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2021年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生（2006年4月2日から2007年4月1日までに生ま

れた者)が参加できるものとする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で各競技会の出場権を獲得しながら、各競技会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員(監督を含む。)の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員(監督を含む。)の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育・スポーツ協会会長(代表者)及び各競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第77回国民体育大会会長宛に申込みものとする。

- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2022年1月6日(木)とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項42ページ)にて届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

[注] スケート競技(スピード、ショートトラック、フィギュア)参加者については、ア及びウに、アイスホッケー競技参加者については、イ及びウに提出するものとする。

なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項 42 ページ)を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人あたり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参加区分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	4,000円

[注] 地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2022年1月6日(木)

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申し込むものとする。

12 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 1 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。
なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団の本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。
ただし、2023 年以降の特別国民体育大会冬季大会または国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定または内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章または視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会、第 77 回国民体育大会日光市実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体(以下「国体関係機関・団体」という。)は、

参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

(ア) 競技会プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果(記録)等

競技結果(記録)については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

(ア) いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真(写真撮影企業等)

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を

確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

この大会の予選として次のとおり都道府県大会(ブロック大会)を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。
なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。
なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。
なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む。)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(1人あたり1,000円)を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。
- (3) 大会の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、政府方針をはじめ、公益財団法人日本スポーツ協会策定の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防

止に関する基本方針」、開催地版ガイドライン、競技別ガイドライン、業種別ガイドライン等を基に、大会運営に必要な対策を十分に講じた上で開催することとする。なお、感染拡大防止対策として個人の健康管理の記録に際しては、体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートを利用するものとし、使用する体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートで取得した個人情報については、大会への出場・参加・来場資格の確認および大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

別記 1 【国民体育大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別の年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項[国民体育大会開催基準要項第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第 3 項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1 回につき 2 年以上連続とし、利用できる回数は 2 回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-(3))に抵触しないものとする。
 - (1) 本特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を次のとおり定める。

1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第23回オリンピック冬季競技大会(2018年・平昌)に参加した者。
- (2) 2021年10月31日時点で、次のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国体ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注] 強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。

ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2021年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2022年1月28日/アイスホッケー競技会 2022年1月30日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、次の要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2021年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2022年1月28日/アイスホッケー競技会(2022年1月30日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(4) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③の通りとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。
なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2021年4月30日以前から各競技会終了時「スケート競技会 2022年1月28日/アイスホッケー競技会 2022年1月30日」まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第75回及び第76回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2021年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当

該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 77 回大会に参加した者が、2023 年開催の特別大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

2011 年度から 2012 年度(小学校は 2015 年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

〔1〕スケート競技

1 期 日 2022年1月24日（月）から1月28日（金）まで（5日間）

実施競技	競技期間
スピード	2022年1月25日（火）～1月28日（金）
ショートトラック	2022年1月24日（月）～1月25日（火）
フィギュア	2022年1月24日（月）～1月27日（木）

2 会場

会場地	実施競技	競技会場
日光市	スピード	日光市霧降スケートセンター
	ショートトラック	今市青少年スポーツセンター屋内スケートリンク
	フィギュア	栃木県立日光霧降アイスアリーナ

3 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種別	種目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m・2000m R
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000m R
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R

イ ショートトラック

種別	種目
成年男子	500m・1000m・5000m R
成年女子	500m・1000m・3000m R
少年男子	500m・1000m
少年女子	500m・1000m

ウ フィギュア

種別	種目
成年男子	ショートプログラム フリースケーティング
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(2) 参加人員

種別	監督	選手	都道府県数	小計	合計
成年男子	12名以内	30名以内	47	1都道府県 66名以内	858名以内
成年女子					
少年男子		24名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。

ただし、総計858名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

成年選手が監督を兼任する場合、種別・種目を跨ぐ兼任は認めない。

また、専任監督の種別の兼任は認めるが、種目を跨ぐ兼任は認めない。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が1位から16位までの都道府県は各種別最大8名まで、17位以下の都道府県は各種別最大5名までとする。

ただし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1位12点、2位11点、3位10点、4位9点、5位8点、6位7点、7位6点、8位5点、9位4点、10位3点、11位2点、12位1点とする。

(イ) ただし、第76回大会(岐阜県)の成績により、上位16位以内となった都道府県に最大出場枠を与える。また、今年度に限り、第76回大会にエントリー(参加申し込み)した都道府県は第75回大会(青森県)の成績により得た第76回大会の各種別の最大出場枠の権利を第77回大会(栃木県)に留保する。1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム6名以内とし、競技は4名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 前年度国体で各種別の総合順位が1位から8位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記8位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ8位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各5名以内、少年男女種別各2名以内とし、17位以下の都道府県は各種別1名とし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が8位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

ただし、前年度第68回全日本都道府県対抗競技会（大阪府）が新型コロナウイルス感染防止のため中止になったことにより、9位から16位の順位が確定できなかったため、今年度に限り、第76回大会（愛知県）に出場した都道府県に最大出場枠を与え、第76回大会にエントリーして出場を棄権した都道府県については第75回大会（青森県）の成績により得た第76回大会の各種別の最大出場枠の権利を第77回大会（栃木県）に留保する。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスポート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人数は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、aからcに該当する最大16チームである。

a 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

b 第77回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

c 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

(イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

4 競技上の規定及び競技方法

(1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Cタイプ）」を使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

a 8名以内（男女500m、男女1000m、男女1500m）

b 12名以内（男子5000m、男子10000m、女子3000m）

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。

ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 500mとリレー競技では、決勝A(1位～4位)及び決勝B(5位～8位)を行い、順位を決定する。

ただし、参加者(チーム)が6名(チーム)以内の場合は決勝のみとする。

(カ) 組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。

ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始30分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m(1回)、1500m(1回)、3000m(2回)、5000m(4回)、10000m(8回)

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。

また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。

ただし、男子10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低15分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバッジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全

体の組合せの変更は行わない。組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1位から8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。採点は I S U ジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

[注]① 1名では参加できない。

② 2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。

ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2021年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年は I S U ジュニア課題、成年は I S U シニア課題とする。

フリースケーティングは、2021年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアの I S U 規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒プラス/マイナス10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分プラス/マイナス10秒、少年男子・少年女子3分30秒プラス/マイナス10秒とする。

ク 音楽は、CDを使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において2022年1月4日(火)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

登録手続きURL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/>

なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局

E-mail : kokutai@city.nikko.lg.jp

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ1、公認スケートコーチ3、公認スケートコーチ4、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。

ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子	スピード、ショートトラック 各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
	少年女子	フィギュア 各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※ 同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、第77回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表 彰

- (1) 男女総合成績及び女子総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (2) 男女総合成績1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 競技の各種別及び種目の1位から8位までに賞状を授与する。
ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア スピード

日 時 2022年1月9日（日）14:30～
場 所 日光市霧降スケートセンター 会議室
電 話 0288-54-2401

イ ショートトラック

日 時 2022年1月9日（日）13:00～
場 所 日光市霧降スケートセンター 会議室
電 話 0288-54-2401

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 2022年1月24日（月）15:00～
場 所 日光千姫物語 コンベンションルーム
電 話 0288-54-1010

イ ショートトラック

日 時 2022年1月23日（日）14:00～
場 所 大沢公民館 会議室
電 話 0288-26-1975

ウ フィギュア

日 時 2022年1月23日（日）14:00～
場 所 日光千姫物語 コンベンションルーム
電 話 0288-54-1010

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 2022年1月24日（月）17:00～
場 所 日光市霧降スケートセンター 競技役員控室
電 話 0288-54-2401

イ ショートトラック

日 時 2022年1月23日（日）15:00～
場 所 大沢公民館 会議室

電 話 0288-26-1975
ウ フィギュア（レフェリー、テクニカル・コントローラー会議）
日 時 2022年1月23日（日）12:30～
場 所 日光千姫物語 コンベンションルーム
電 話 0288-54-1010

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

〔2〕アイスホッケー競技

1 期 日 2022年1月26日（水）から1月30日（日）まで（5日間）

種 別	1月26日(水)	1月27日(木)	1月28日(金)	1月29日(土)	1月30日(日)
成年男子	1 回 戦	2 回 戦	準々決勝	準 決 勝 順位決定戦	決 勝 3位決定戦
少年男子		1 回 戦	準々決勝 順位決定戦	準 決 勝 順位決定戦	決 勝 3位決定戦

2 会 場

会 場 地	実 施 競 技	競 技 会 場
日 光 市	ア イ ス ホ ッ ケ ー	栃木県立日光霧降アイスアリーナ
		日光市細尾ドームリンク
		今市青少年スポーツセンター屋内スケートリンク

3 種別及び参加人員

種別	監督	選手	参加都道府県数	小計	合計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1位から8位までを決定する。
- (3) 5位から8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 競技時間は、1試合を第1、第2、第3ピリオドの3回に分け、ピリオド間にインターバルを挟む。
成年、少年とも準決勝、3位決定戦及び決勝は各ピリオド正味20分、これ以外の試合は各ピリオド正味15分で行う。インターバルは全ての試合とも10分とする。
- (5) 第3ピリオド終了時に同点の場合は、3分間の休憩の後、5分間のサドンデス方式による「3 on 3方式」の延長ピリオドを行う。なお、決しない場合は、3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールテンダー1名を含め、16名以内とする。
なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は各都道府県スポーツ協会等の主催とし、ブロック大会は各ブロック内関係

都道府県スポーツ協会等の共催、開催地連盟の主管とする。

(3) ブロック大会の関係都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年	少年
北海道	北海道	1	1
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関東	茨城・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	4	3
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開催地	栃木	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3又は公認アイスホッケーコーチ4の資格を有すること。

7 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	競技得点
成年男子 少年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

8 表彰

- (1) 総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (2) 総合成績1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の1位から8位までに賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

9 参加上の注意

- (1) 2022年1月6日（木）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒321-1291

栃木県日光市今市本町1番地

第77回国民体育大会日光市実行委員会事務局

E-mail:kokutai@city.nikko.lg.jp

- (2) アイスホッケー公式国際競技規則第31条及び第35条に基づき、少年に参加するプレイヤーは、フルフェイス・マスクと首とどのプロテクター及びマウスピースを着用しなければならない。ゴールテンダーについては、18歳未満の規則を適用する。
- (3) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。

10 諸会議

- (1) 組合せ抽選会

ア 日時 2022年1月11日（火）14:00～

イ 場所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

ウ 電話 03-5843-0375（公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

- (2) 監督会議

ア 日時 2022年1月25日（火）15:00～

イ 場所 日光千姫物語 コンベンションルーム

ウ 電話 0288-54-1010

11 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式 典 次 第

【第 77 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】 開 始 式

期 日 2022年1月24日（月）

場 所 日光市今市文化会館

順	次 第	時 刻
1	開 場	9 : 00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	9 : 20
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	9 : 54
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	9 : 55
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	10 : 15
6	開 式 通 告	10 : 30
7	競 技 会 開 始 宣 言	10 : 31
8	国 旗 儀 礼	10 : 34
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	10 : 36
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	10 : 37
11	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	10 : 41
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	10 : 43
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	10 : 45
14	歓 迎 の こ と ば	10 : 47
15	選 手 代 表 宣 誓	10 : 53
16	閉 式 通 告	10 : 56
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	10 : 57

**【第 77 回 国民体育大会 冬季大会 スケート 競技会】
表 彰 式**

期 日 2022 年 1 月 28 日 (金)

場 所 観光ホテル 日光千姫物語

順	次 第	時 刻
1	開 場	14 : 00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	14 : 00
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	14 : 59
4	開 式 通 告	15 : 00
5	成 績 発 表	15 : 01
6	ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 状 授 与	15 : 04
7	ス ケ ー ト 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	15 : 12
8	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	15 : 14
9	会 場 地 あ い さ つ	15 : 17
10	国 旗 儀 礼	15 : 23
11	競 技 会 終 了 宣 言	15 : 25
12	閉 式 通 告	15 : 26
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	15 : 27

【第 77 回 国民体育大会 冬季大会 アイスホッケー 競技会】
表 彰 式

期 日 2022 年 1 月 30 日 (日)

場 所 観光ホテル 日光千姫物語

順	次 第	時 刻
1	開 場	14 : 00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	14 : 00
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	14 : 59
4	開 式 通 告	15 : 00
5	成 績 発 表	15 : 01
6	アイスホッケー競技会表彰状授与	15 : 04
7	アイスホッケー競技会大会会長トロフィー授与	15 : 08
8	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	15 : 10
9	会 場 地 あ い さ つ	15 : 13
10	国 旗 儀 礼	15 : 19
11	競 技 会 終 了 宣 言	15 : 21
12	閉 式 通 告	15 : 22
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	15 : 23

5 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 77 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、いちご一会とちぎ国体合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況、環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1 人の宿舎に要する広さは、3.3 m²（2 畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未滿での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	6,000円～13,000円※ ¹	4,200円～9,100円※ ²	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	6,600円～14,300円	4,620円～10,010円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の12時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	4,800円～10,400円	5,400円～11,700円
	10%	5,280円～11,440円	5,940円～12,870円

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊取消し	宿泊料金(税抜)の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他の事由(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和4(2022)年1月20日(木)15時から令和4(2022)年1月31日(月)10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあたっては、第77回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項(以下「大会実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

- (3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舍決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。
 なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。
 ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。
 なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舍へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。宿舍は、変更及び取消を受け付けた場合、精算後に合同配宿本部に報告する。
- (4) 合同配宿本部が指定する宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、豊かな自然と良質な水に育まれた栃木県産の様々な食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あつせんを希望する場合は、実行委員会が定める弁当申込方法により申込みものとする。
 なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※消費税については、開催時の税率を適用するものとする。

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舍の指示に従い、指定された場所に保管するものとする。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

6 輸送交通要項

1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、県委員会は必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 開始式・表彰式輸送

開始式・表彰式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会輸送

競技会輸送は、原則として計画輸送とし、会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、県委員会及び会場地委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行う。

なお、県委員会及び会場地委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 駐車場対策

(1) 開始式・表彰式会場駐車場

開始式・表彰式会場における駐車場については、県委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

(2) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、会場地委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。
なお、駐車場利用者は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

5 交通安全対策

(1) 開始式・表彰式

県委員会は、開始式・表彰式における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(2) 各競技会

会場地委員会は、各競技会における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(3) 積雪、凍結等への対応

県委員会及び会場地委員会は、スリップ等による交通事故や走行不能を防止するため、使用車両にスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等を装着又は携行するとともに、積雪、凍結などの路面状況や天候等に応じた走行に留意する等必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

県委員会及び会場地委員会は、輸送・交通の案内を各種会議及び広報媒体を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所等において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

7 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体 医療救護基本計画に基づき、第77回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 開始式及び表彰式会場における医療救護
- イ 県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

(2) 会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護

4 救護本部及び救護所の設置

県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護本部及び救護所を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に搬送する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が、それぞれ別に定める。

8 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

9 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー(以下「大会会長トロフィー」という。)は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 責任をもって保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

10 関係団体事務局一覧表

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人日本スポーツ協会	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375
		03-5843-0376
公益財団法人栃木県スポーツ協会	〒321-0152 栃木県宇都宮市西川田4-1-1	028-680-7771
		028-615-5151
栃木県スケート連盟	〒321-1492 栃木県日光市御幸町4番地1 日光公民館内	090-4590-7146
		0288-53-4421
栃木県アイスホッケー連盟	〒321-1492 栃木県日光市御幸町4番地1 日光公民館内	080-5893-0414
		0288-53-4421
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会事務局	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3849
		028-623-3527
日光市教育委員会事務局国体推進課 冬季大会競技運営係	〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地	0288-25-6900
		0288-25-6901

第 77 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由

--

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	(西暦)
氏名			年	月 日生 (歳)
所属区分※1		所属の所在地※2		
プログラム掲載用所属				
第75回大会 参加都道府県名		第76回大会 参加都道府県名	例外適用※3	
中央競技団体 登録の有無	有・無	有の場合 登録番号等		
その他の必要事項 (身長、体重、記録等)				

※1 第77回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別 ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと
少年種別 ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地
ウ. 勤務地

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回(第77回大会)と第76回大会(不出場の場合は第75回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

1 新卒業者	2 結婚又は離婚	3 ふるさと(成年)
4 一家転住(少年)	5 東日本大震災に係る特例	

年 月 日

当該中央競技団体会長(代表者) 殿
第77回国民体育大会冬季大会当該開催県実行委員会会長 殿

体育・スポーツ協会

会長(代表者)

協会・連盟

会長(代表者)

第 77 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛に提出すること。
- (2) 当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）宛に指定の連絡方法にて提出すること（開催県実行委員会には提出不要）。なお、提出した棄権届は必ず保管し、「3 大会終了後の手続」に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後 2 週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
ア 中央競技団体は、交代（変更）届及び棄権届
イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届及び棄権届提出一覧

※1 都道府県選手団連絡責任者は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※2 競技会責任者及び指定連絡方法は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。